

鉄道運転規則の一部を改正する省令

走行試験の結果、安全性が確認されたため、以下のとおり内燃動車及び内燃機関車の重要部検査及び全般検査の周期について、所要の改正を行うこととする。

・重要部検査

現 行	改正案
次のいずれか短い期間を超えない期間ごとに行う <u>3年を超えない期間(ただし、新車は使用開始から4年を超えない期間)</u> 走行距離が <u>25万km</u> を超えない期間	次のいずれか短い期間を超えない期間ごとに行う <u>4年を超えない期間</u> 走行距離が <u>50万km</u> (内燃機関の燃焼方式が予燃焼室式のもの又は変速機が乾式クラッチを使用しているものについては25万km)を超えない期間

・全般検査

現 行	改正案
<u>6年を超えない期間(ただし、新車は使用開始から7年を超えない期間)</u> ごとに行う	<u>8年を超えない期間</u> ごとに行う